

2) 特定健康診査・特定保健指導について

特定健康診査とは、医療保険者が40～74歳の医療保険の加入者を対象として、メタボリックシンドロームに着目した検査項目で実施する健康診査であり、健診受診により保健指導対象者を抽出し、保健指導を実施することで、生活習慣病予防を行うとともに、糖尿病等の有病者・予備群を減少させることや要受診者に対し受診勧奨をすることで生活習慣病等の重症化を防ぐことを目的としている。

1. 特定保健指導対象者

腹 囲	追加リスク I			追加リスク II	対象年齢 (実施年度末)	
	①血圧	②脂質	③血糖	④喫煙歴	40～64 歳	65～74 歳
≥85 cm (男性) ≥90 cm (女性) (内臓脂肪の面積の測定がある場合には、内臓脂肪の面積が100平方cm以上)	2つ以上該当			/	積極的支援	動機付け支援
	1つ該当			あ り		
				な し		
上記以外で BMI ≥25	3つ該当			/	積極的支援	動機付け支援
	2つ該当			あ り		
				な し		
1つ該当			/			

追加リスク I			追加リスク II
① 血 圧 ●収縮期 130mmHg 以上 または ●拡張期 85mmHg 以上	② 脂 質 ●中性脂肪 150mg/dl 以上 または ●HDLコレステロール 40mg/dl 未満	③ 血 糖 ●空腹時血糖 100mg/dl 以上 または ●H b A 1 c 5.6%以上	④ 喫 煙 歴 ●質問票より

※質問票により糖尿病、高血圧症、脂質異常症で服薬していない者に限る。ただし、特定健診後に服薬治療を開始した者については、通院中の医療機関に保健指導を実施してよいか、また指導に際しての注意点等を確認している。

○動機付け支援

⇒市から通知を発送し、委託事業所から電話にて参加勧奨を行う。

委託事業所により、初回面談と6か月後の電話フォローを行う。

○積極的支援

⇒市から通知を発送し、保健師・管理栄養士が、訪問・電話にて参加勧奨を行う。

市により、初回面談後、1か月後と4か月後に電話、2か月後と6か月後に面談にてフォローを行う。

※両支援とも、6か月の支援期間中に健康運動指導士による運動教室にも参加できる。

2. 実績

●特定健康診査受診率

年度	H23	H24	H25	H26	H27
対象者(人)	16,794	17,140	17,481	17,652	17,462
受診者(人)	5,751	6,131	6,495	6,704	6,404
受診率(%)	34.2	35.8	37.2	38.0	36.7
県平均受診率(%)	33.1	35.7	37.1	38.3	38.3

●特定保健指導実施率

年度	H23	H24	H25	H26	H27
積極的支援					
対象者(人)	160	160	144	150	121
終了者(人)	12	12	8	21	12
実施率(%)	7.5	7.5	5.6	14.0	9.9
県平均実施率(%)	10.9	15.5	16.9	19.7	22.4
動機付け支援					
対象者(人)	551	574	568	614	566
終了者(人)	57	83	56	56	93
実施率(%)	10.3	14.5	9.9	9.1	16.4
県平均実施率(%)	22.2	28.7	27.5	30.9	32.5
合計実施率(%)	9.7	12.9	9.0	10.1	15.3
県平均実施率(%)	18.0	25.4	25.0	28.5	30.4

・平成 27 年度の実績は、平成 26 年度と比較し、特定健診は 36.7%と減少しており、県平均の 38.3%にはとどいていない状況である。また、特定保健指導は、15.3%と増加しているが、県平均の 30.4%には届いていない状況である。

⇒特定健診の受診率と特定保健指導の実施率のさらなる向上対策が必要である。

3. 平成 28 年度特定健康診査受診率・特定保健指導実施率向上対策

●特定健康診査

- ①特定健診受診料の無料化。
- ②未受診者に対し、年2回（9月、12月）受診勧奨のはがきを送付。
- ③保健師による未受診者に対する電話での受診勧奨の実施。

●特定保健指導

(H28.9月末健診受診者まで)

内容	H28		H27 (H28集計と同時期)	
	対象者	申込者	対象者	申込者
①特定保健指導予約票による実施医療機関からの予約	224名	2名		
②医療機関での動機付け支援実施	174名	12名		
③動機付け支援における電話勧奨	163名 勧奨実施率： 71.8%	16名	167名 勧奨実施率： 71.9%	11名
④積極的支援における訪問勧奨	50名 勧奨実施率： 70%	3名	50名 勧奨実施率： 88.0%	5名
⑤市保険年金課（人間ドック費用助成時）・健康増進課（健幸ポイントQUOカード交換時）窓口での利用勧奨			6名	

4. 平成 29 年度特定健康診査受診率・特定保健指導実施率向上対策の予定

- ・上記①～⑤の継続。
- ・協会けんぽ被扶養者特定健康診査の集国会場での草津市国保特定健康診査の同時実施。
⇒集団での健診の結果返し会を行い、特定保健指導の対象者に対しては初回指導をその場で行う。
- ・土日や時間外の電話による特定健康診査受診勧奨・特定保健指導利用勧奨。
- ・土日や時間外の特定保健指導の実施。

草津市・栗東市特定保健指導予約票

【ご本人様】

下記必要事項をご記入のうえ、下記(在住されている市)までFAXください。
後日(連絡をいただいてから一週間程度)、市の担当者から詳細を連絡させていただきますので、連絡のつく連絡先や時間帯をご記入ください。

FAX番号:(草津市)077-561-2491

(栗東市)077-554-6101

※住所で○をつけた市にFAXしてください。

なお、FAX番号はお間違えのないようご注意ください。

本予約票はFAX後保管していただき、特定保健指導の際にご持参ください。

医療機関情報	医療機関名	
	医師名	
特定保健指導 利用者情報	特定健診 受診券番号	
	(かな) 氏名	
	電話番号	
	住所 (右記のいずれ かに○を)	草津市 栗東市
備考 (連絡のつきや すい時間帯等)		